

東近江市認定こども園設置運営事業者募集要項

令和5年4月

東近江市こども未来部幼児課・幼児施設課

東近江市認定こども園設置運営事業者募集要項

東近江市では、子どもが健やかに育つまちを目指して、幼児教育・保育の充実に取り組んでいます。乳幼児の大幅な人口増加が見込まれる能登川地区において、待機児童の解消及び多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置及び運営を行う事業者を募集します。

1 募集の概要

- (1) 施設の種別 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）
- (2) 施設の規模 定員90人程度の施設 1箇所（1号認定15人、2号認定45人程度、3号認定30人程度）
- (3) 施設の位置等 東近江市長勝寺町字横更170番の一部（市有地・地図のとおり）
面積 4,527.93平方メートル
地目 宅地
- (4) 用地及び施設 事業者が(3)の土地を市から有償で取得し、施設の建設及び運営を行う。
土地価格 135,837,900円
- (5) 土地売買契約 令和6年2月末日までに契約締結
令和6年3月末日までに所有権移転
- (6) 開園の時期 令和7年4月1日開園

2 応募資格

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（設立予定者を含む。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であること。
- (2) 社会福祉法人設立予定者は、設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること。また、法人設立予定者が選定された場合は、速やかに法人設立認可を受けること。
※ 設立予定者の場合は、設立準備委員会として応募すること。また、仮の団体名は「（仮称）社会福祉法人〇〇設立準備委員会」と、代表者の肩書きは「設立代表者」とすること。「設立代表者」については、代表権を明らかにする設立準備委員会の議事録等を応募の際に提出すること。
- (3) 応募する法人又は法人が運営する施設について、過去3年間において、法令に基づく改善命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された所管庁の指導監査、実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではない。
- (4) 事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること。

- (5) 資金計画及び事業計画が確実であり、施設整備等に要する自己資金に係る負担が確実に行えること。
- (6) 本募集要項に係る施設の設置及び運営を自ら実施する事業者であり、令和7年4月1日に開園できること。
- (7) 本市の教育・保育及び子育て支援施策を理解し、運営において積極的に協力すること。
- (8) 応募する法人及び法人の代表者は、応募時点において認定こども園法第17条第2項各号に該当しないこと（法人設立予定者も同様とする。）。
- (9) 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）及び東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てその他これらに準ずる手続開始の申立てをしていないこと。
- (12) 応募する法人及び法人の代表者は国税及び地方税を滞納していないこと（法人設立予定者も同様とする。）。
- (13) 応募する法人、法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）は、次のアからキまでのいずれにも該当する者でないこと（法人設立予定者も同様とする。）。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 上記イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 設置等の条件

(1) 設置の条件

- ア 建設計画が周辺住民に理解されるよう、周辺自治会や地元住民へ十分な説明を実施すること。
なお、施設建築工事等に係る周辺自治会への説明会は、工事着手の1箇月以上前に実施すること。
- イ 施設用地は、本要項2募集の概要の(3)施設の位置等に示す市有地とするので、事業者が市から有償で取得すること。

- ウ 所有権移転に係る登記手続等は事業者が行うこと。
- エ 土地の譲渡は、更地により行うものとする。
なお、既存建築物等については、土地売買契約締結までに既存建築物等所有者により除却される。
- オ 施設建築に当たっては、東近江市都市整備部都市計画課と東近江市開発行為等に関する指導要綱（平成24年東近江市告示第15号）に基づく協議を行うとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の公的規制について、必要な許可等が確実に得られるよう手続を行うこと。
- カ 施設用地は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水浸水想定区域（浸水深1.0m～2.0m）に位置することから、水害時における避難等の必要な対策を講じて設計を行うこと。
- キ 施設用地は、この度の敷地設定に当たり洪水調整機能に変更が生じることから、雨水排水対策について十分配慮した上で設計を行うこと。
- ク 設計に当たっては、東近江市風景づくりガイドラインにより、都市計画課と協議すること。
- ケ 認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号。以下「県条例」という。）、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に定められた基準を満たすとともに、遊戯室及び敷地内に基準省令を満たす屋外遊戯場を設けること。
- コ 待機児童対策を考慮し、定員の弾力化運用が可能な施設規模の検討に努めること。
- サ 障害のある子どもの受入れが行えるよう十分配慮した施設とすること。
- シ 屋外遊戯場は、地表面に設置することとし、芝生化するなど粉塵の飛散により周辺地域に支障を及ぼさないよう対策を講じること。
- ス 入園児の保護者による園児送迎用の十分な駐車場及び駐輪場を確保すること。
- セ 施設の整備に要する費用（建物本体工事費、用地費、造成工事費、調査（文化財調査を含む）・測量・設計費、外構・付帯工事費、給水装置の新設等の分担金その他一切の費用を含む。）は、事業者の負担とすること。
- ソ 施設の整備及び認定こども園設置認可等に係る諸手続は事業者が行うこと。
- タ 工事の施工に当たっては、騒音、安全対策、工事車両通行等に留意する等、地域に対して配慮すること。

(2) 建設資金等

- ア 事業者は、東近江市子育て支援施設整備事業費補助金交付要綱（平成29年東近江市告示第351号）に基づき市が支出する補助金等、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により建設事業を実施すること。
なお、公的補助の採択が得られない時は、自己資金及び借入金等をもって対応すること。
- イ 事業者が、施設整備のために補助金を活用する場合は、補助金の交付の内示前に整

備事業に着手することができないため、スケジュール設定や契約時期について留意すること。

ウ 施設整備に当たっては、補助金の申請手続、更には、事業実施後の検査等に対応すること。

なお、補助金は事業精査、財産処分等による返還が生じる場合があるため、予めこれを承知することとし、返還が生じた場合は、市の指定する金額を速やかに返還しなければならない。

(参考) 施設整備補助

区分	補助基準額	補助率
整備補助	353,400千円	左記の3/4を上限とする

※補助基準額については、令和5年度の補助単価により試算した参考額である。

※補助金額については定員・整備手法によって異なるため別途協議する。

4 運営等の条件

(1) 運営全般

ア 令和7年4月1日に開園できるよう、事業計画及び施設整備計画を立て、園運営に必要な資金及び保育教諭等の人材を確保するよう努めること。

イ 認定こども園の運営は、認定こども園法、基準省令、県条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東近江市条例第30号）、その他関係法令を遵守し施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づく教育・保育を実施すること。

ウ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

エ 認定こども園に勤務する職員の資質の向上を図ること。

(2) 開園日及び開園時間

ア 開園日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで及び翌年1月2日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日までとすること。また、月曜日から金曜日までの開園時間は11時間以上とすること。

イ 認定こども園の保育を必要とする園児の保育時間は、短時間認定（8時間）及び標準時間認定（11時間）を基本とし、これらの時間を超えて保育を実施する場合は延長保育として取り扱うこと。

(3) 子育て支援事業の実施

地域の未就園児やその保護者を対象に、教育及び保育に関する専門性を十分に活用した子育て相談や園庭開放など親子の交流の機会を提供すること。

(4) 食育・給食事業

ア 調理室を設置し、自園で調理し提供すること。ただし、3歳以上児の給食の提供については、一定の要件を満たす場合には外部搬入も可能とする。

イ 給食はできる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。

ウ 食事内容や食事環境に十分配慮し、園児や保護者等に対して献立を掲示するなど給

食の情報提供を行うこと。

エ 食物アレルギー、離乳食等への特別な配慮を行い、食物アレルギーについては除去食や代替食で対応すること。

(5) 支援を必要とする子どもへの対応

支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入れについては、市全体の入所調整等に協力すること。

(6) 運営資金等

運営方針により計画的な見込みを立て、適正な人員配置、職員採用計画等による運営資金（収支）計画に基づき施設運営を行うこと。また、開園当初は定員に満たないことも想定されるため、余裕をもった資金計画を立てること。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する施設型給付費

イ 東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成17年東近江市規則第80号）に規定する保育料（自園徴収）

ウ 東近江市保育所等運営補助金交付要綱（平成17年東近江市告示第35号）に規定する補助金等

5 応募方法等

(1) 募集スケジュール

内容	日程
募集要項の公表、配布	令和5年4月28日（金）
事前申込期限【必須】	令和5年5月22日（月）
質問書の受付期限	令和5年6月5日（月）
応募書類の提出期限	令和5年6月30日（金）
一次審査結果通知発送	令和5年7月上旬
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和5年7月18日（火）
事業者決定、公表	令和5年7月末

(2) 募集要項の公表、配布

ア 配布期間 令和5年4月28日（金）から令和5年5月22日（月）まで
（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 東近江市こども未来部幼児課

（東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所本館1階）

募集要項は、市ホームページから終日ダウンロード可能

ホームページアドレス <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

(3) 事前申込み【必須】

ア 受付期間 令和5年4月28日（金）から令和5年5月22日（月）まで
（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 申込方法 「東近江市認定こども園設置運営事業者募集事前申込書」（別紙1）に必

要事項を記入し、東近江市こども未来部幼児課に提出すること（郵送可（令和5年5月22日必着）。宛て先は問合せ先と同じ。）。

(4) 質問書の受付

- ア 提出期間 令和5年4月28日（月）から令和5年6月5日（月）まで
- イ 提出方法 「東近江市認定こども園設置運営事業者募集に係る質問書」（別紙2）に質問事項を記入し、持参、FAX又は電子メールで東近江市こども未来部幼児課あてに提出すること。
FAX：0748-23-7501
メール：youji@city.higashiomi.lg.jp
- ウ 回答方法 随時（質問書受付日から10日以内程度）、市ホームページに掲載する。最終回答期限は令和5年6月15日（木）とする。

(5) 応募書類の提出

- ア 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時
（土曜日、日曜日、休日、年末年始を除く執務時間内）
- イ 提出場所 東近江市こども未来部幼児課
（東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所本館1階）
- ウ 提出方法 上記提出場所に持参すること。
- エ 提出書類 提出書類一覧（別紙4）のとおり
- オ 提出部数 正本1部、副本12部、合計13部（副本は、複写機による写し可）
- ※ 書類は、分散しないようA4ファイル等で綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

カ その他 提出期限を過ぎたものは、受理しない。

提出された書類等は、返却しない。

応募に係る一切の費用は、申込者の負担とする。選定されなかったことによる損害も同様とする。

必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

受付後に応募を辞退する場合は、令和5年6月30日（金）までに「東近江市認定こども園設置運営事業者募集申込に係る辞退届」（別紙3）を提出すること。

- (6) 一次審査結果通知発送予定日 令和5年7月上旬
- (7) 二次審査（プレゼンテーション）実施予定日 令和5年7月18日（火）
- (8) 事業者決定通知、公表 令和5年7月末

6 提案内容の記載方法

(1) 応募動機及び施設運営の考え方について 【様式4-1】

- ア 応募の動機を説明すること。
- イ 認定こども園の使命、役割及び運営について、事業者の考え方を説明すること。

(2) 教育・保育内容について 【様式4-2】

- ア 開園日及び開園時間について提案すること。
- イ 教育・保育の目標、ねらい及び指導内容について提案すること。
- ウ 支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制につ

いて提案すること。

- (ア) 障害のある子ども等への支援体制
- (イ) 外国籍の子ども等への支援体制
- (ウ) 虐待等による支援が必要な子ども等への支援体制
- (エ) アレルギー症状のある子どもへの対応

エ 乳児保育、延長保育、一時預かり保育事業等について提案すること。また、これらの事業以外で、子育て支援事業等の市の補助金の有無を問わず実施する保育サービスについて提案すること。

- (3) 家庭及び保護者との信頼関係の構築について 【様式4-3】

子どもの生活状況、健康状態、事故発生、苦情等に対応するため、家庭との密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに、保護者の不安解消のための支援を行うことが必要であることから、家庭及び保護者との信頼関係を築くための取組について提案すること。

- (4) 関係機関との連携及び地域との交流・連携について 【様式4-4】

子どもがその地域で生活するという視点で、日常から地域の保育所、幼稚園、認定こども園等の関係機関と密接な連携を取るよう努めることが大切であることから、このような関係機関との連携及び地域との交流・連携について、どのように取り組むかを提案すること。

- (5) 事故防止・安全対策・災害時対応について 【様式4-5】

子どもは、その発達上の特性から事故の発生割合が高く、事故に伴う障害は子どもの心身に多くの影響を及ぼすことになることから、園内外での事故防止対策はもとより、災害時等に備えての体力づくりや避難訓練、交通安全のための指導等にどのように取り組むかを提案すること。加えて、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害や大規模地震のリスクが年々高まっていることから、災害時に施設の機能維持及び子どもの安全確保について、どのような対応を行うか、また、地域における公共的な施設として地域貢献の観点からどのような支援が可能かを提案すること。

- (6) 職員の研修について 【様式4-6】

施設長をはじめ職員全員が研修に積極的かつ主体的に参加できるような環境づくりに心がけ、職員の資質の向上を図る必要があることから、職員の配置状況、全体的業務等に留意して、体系的及び計画的に研修を実施し、参加するための取組を提案すること。

- (7) 職員配置について 【様式4-7】

充実した認定こども園の運営には、ゆとりを持った保育教諭の確保、経験豊かな保育教諭の配置及び栄養士、事務員、調理員等の専門職員の配置が大切であることから、当該施設を運営するに当たって、どのような職員の配置を考えているか次の事項について提案すること。

ア 年齢児ごとの定員及び最低基準による保育教諭の数を示した上での、配置する保育教諭の数及びその他の専門職員の確保、配置等の運営体制

イ アで保育教諭及びその他の職員を配置した理由

ウ 保育人材確保の方法

- (8) 施設用地の活用方法について 【様式4-8】

施設整備については、施設基準を満たすことはもとより、ゆとりを持った施設での保

育が子どもの成長に好影響を与え、かつ、医療的ケア等のサポートが必要な子どもにとっても安全安心な園の生活につながり、また、施設用地は、住宅地に隣接し、近隣において都市計画道路の整備が計画されているという立地の特性を有していることから、周辺の交通安全、交通渋滞、施設から発する音に関する周辺への配慮等の対策を講じる必要がある。このため、これらの対策をどのように講じるか施設用地の活用方法を通して、次のア及びイについて提案すること。

ア 土地利用計画

イ 提案の理由

7 選考及び決定

提出された提案については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき市が事業者を決定する。

なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果により、すべての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、事業者の決定を行わない。

(1) 選考方法

ア 一次審査（資格等審査）

本要項に規定する条件等について、応募書類等により審査する。

イ 二次審査（書類審査及び面接）

一次審査通過者に対し、市が設置する「東近江市認定こども園設置運営事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション、質疑）を実施する。

(2) 二次審査の実施方法等について

ア 二次審査の日程及び詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

イ 二次審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を35分とし、「プレゼンテーション20分」「質疑15分」として実施する。

ウ プレゼンテーション時に提案できる内容は、応募書類に記載された範囲とする。

エ 実施方法は自由形式とする。希望する事業者は、電子機器（パワーポイント等）を用いて行うことができる。この場合において、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市において準備する。それ以外は、事業者において用意すること。

なお、応募事業者が1者であっても、応募資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施する。また、選考委員会の構成、委員の職及び氏名は、原則として、非公開とする。

(3) 選考結果

選考結果については、事業者あてに通知するとともに、決定事業者の名称等を市ホームページで公表する。

(4) 問合せ

応募事業者の内容、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。また、応募事業者、その関係者及びコンサルタント等から市に対して自らの応募書類、計画内容等の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問合せは、審査の公平性を期するため、審査の事前及び事後とも受け付けない。

(5) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

8 留意事項

- (1) 事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、新制度に適合するための変更を除き、認めない。ただし、サービスの向上につながるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものについてのみ、市と協議の上、認める場合がある。
- (2) 事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和7年4月1日にこの募集要項に基づく認定こども園を開園することができない場合、市は決定事業者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできないものとする。
- (3) 市は、次に該当する場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - イ その他の事情により適切な教育・保育事業の実施が困難であると認めるとき。
- (4) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民及び関係機関と交流、連携及び調整を十分に行うこと。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがある。
- (5) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守し、市及び県所管部署の指導に従うこと。事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置運営が困難と市が判断した場合には、事業予定者としての決定を取り消すものとする。
- (6) 応募のために支出した費用等については、応募事業者の負担とする。また、選定されなかったことによる費用も同様とする。
- (7) 応募事業者から市に提出された書類は、情報公開の対象公文書となるので、公開請求があったときは、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

9 問合せ先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部幼児課（市役所本館1階） 担当：辻

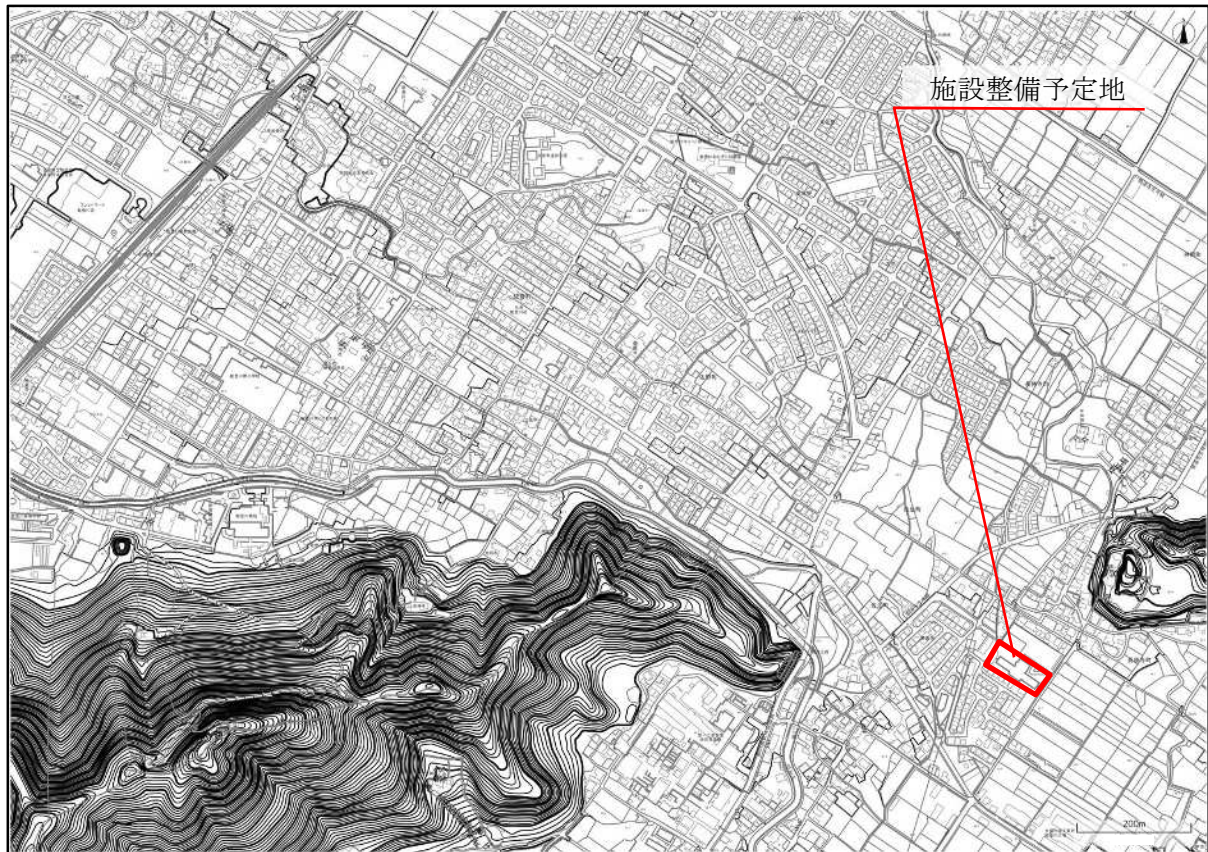
電話：0748-24-5647

I P：050-5801-5647

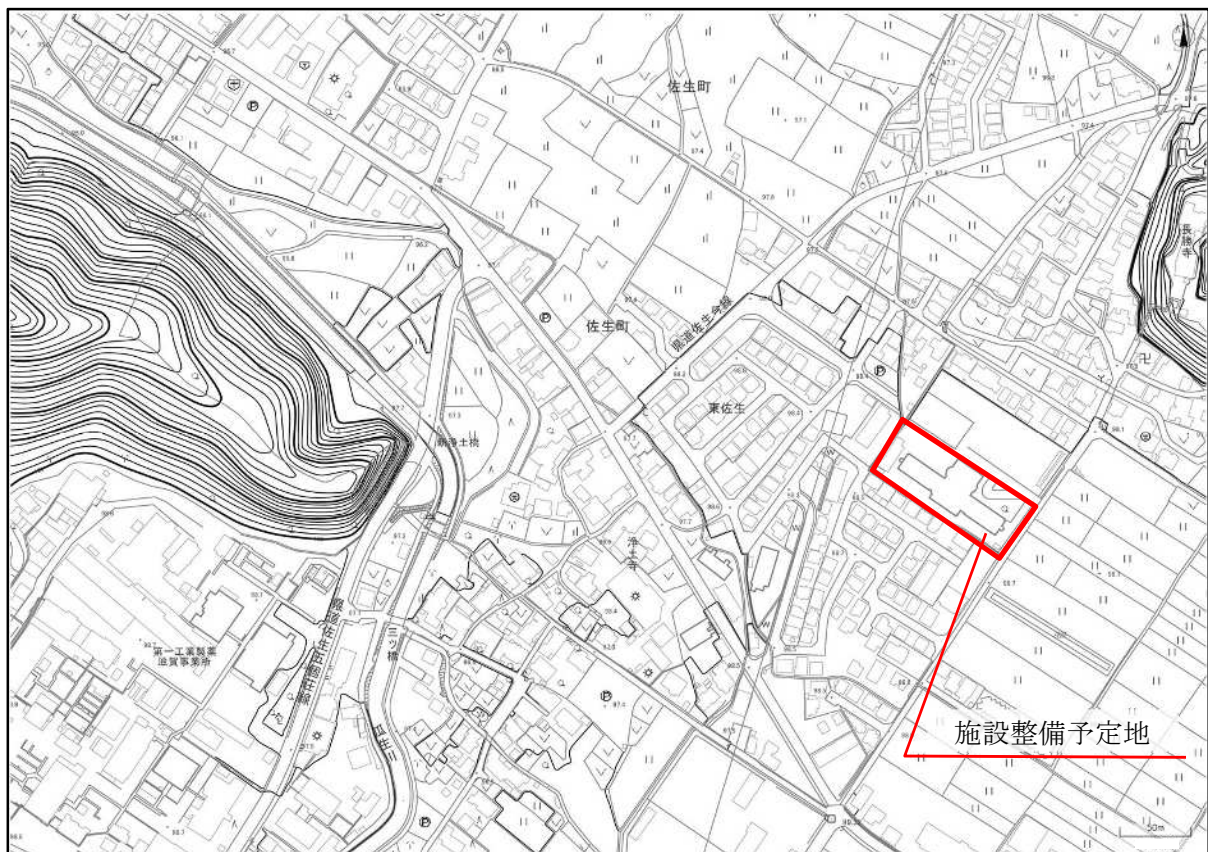
メール：youji@city.higashiomi.lg.jp

F A X：0748-23-7501

位置図 1



位置図 2



年 月 日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市認定こども園設置運営事業者募集事前申込書

東近江市認定こども園設置運営事業者募集要項を確認し、参加を申し込みます。

施設の種別		幼保連携型認定こども園
申込事業者	事業者名	
	代表者職・氏名	
	所在地又は住所	
担当者	フリガナ 氏名	
	部署	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メール	

別紙 2

東近江市認定こども園設置運営事業者募集に係る質問書

東近江市こども未来部幼児課 あて

年 月 日

事業者名			
質問者	所 属		職・氏名
	連絡先	*電話、FAX、Eメールアドレス等を記載	
質問事項			

年 月 日

東近江市認定こども園設置運営事業者募集申込に係る辞退届

東近江市長 小 椋 正 清 様

住 所

事 業 者 名 称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで提出しました「東近江市認定こども園設置運営事業者募集」に係る申込みについて、辞退します。

別紙 4

提出書類一覧

事業者	名 称	
	代表者職・氏名	
担当者	氏 名	
	T E L	
	F A X	
	メール	

資料番号	提 出 書 類	確認
1	東近江市認定こども園設置運営事業者募集申込書 【様式1】	
2	施設整備計画書 【様式2】	
3	資金計画書 【様式3】	
4	提案内容に関する記述 【様式4-1から4-8まで】	
5	付近見取図、施設配置図、立面図、各階平面図、部屋別面積表（保育室について児童1人当たりの面積を記入のこと）	
6	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書、3箇月以内のもの） （設立予定の場合は、設立準備委員会設立の議事録等）	
7	法人の定款（設立予定の場合は、設立趣意書・組織構成名簿等）	
8	法人代表者（就任予定者を含む。）及び施設長予定者の履歴書	
9	所管庁による法人及び施設の指導監査結果及び改善報告書の写し（直近3年分）	
10	法人の決算書類（直近3年度分・令和 年度～令和 年度分） （決算報告書、事業活動計算書、収支計算書・貸借対照表・財産目録等）（設立予定の場合は不要）	
11	法人の資金収支予算内訳書（令和5年度～令和8年度分） （設立予定の場合は、設立当初の会計年度から4年度分）	
12	法人（設立予定者を含む。）の預金残高証明書（令和5年4月末日現在）	
13	法人（設立予定者を含む。）及び法人の代表者（就任予定者を含む。）の国税及び地方税の納税証明書 （未納の税額が無い証明で公募の開始日以後に交付されたもの）	
14	現在運営している施設の概要（要覧、しおり、パンフレット等）	
15	誓約書 【様式5】	

※申込書等には、法人の印鑑登録印を押印してください。

※正本1部及び副本12部を提出してください。

※各資料は、A4サイズで綴じ込んでください。また、資料番号をインデックスに書き込み、資料に付してください。

※この提出書類一覧は、事業者及び事務担当者欄を記入し、確認欄に○を付し、綴じ込んだ資料の先頭に添付してください。

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

様式1

年 月 日

東近江市長 小 椋 正 清 様

住 所

事 業 者 名 称

代表者職・氏名

印

東近江市認定こども園設置運営事業者募集申込書

東近江市認定こども園設置運営事業者募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

提出書類 別添のとおり

様式 2

施設整備計画書

No.	項 目		内 容		
1	設置運営事業者名				
2	施設の種別		幼保連携型認定こども園		
3	整備予定地				
	①	所在地	東近江市長勝寺町字横更170番		
	②	敷地面積	m ²		
	③	用地の状況	買収予定		
4	定員		人		
	(内訳)	1号認定定員	3歳児 人、4歳児 人、5歳児 人		
		2号認定定員	3歳児 人、4歳児 人、5歳児 人		
		3号認定定員	0歳児 (箇月) 人、1歳児 人、2歳児 人		
5	建物の構造及び規模				
	①	構造	造		
	②	耐火、準耐火等			
	③	階数	階建		
	④	延床面積	m ²		
6	屋外遊戯場の規模等				
	①	面積	m ²		
	②	主な造作物			
7	駐車場の規模				
	①	職員用	台分	②	保護者・来客用

様式3

資 金 計 画 書

1 収入

区 分		金 額 (円)	備 考
事業者自己資金	事業者所有資金		
	金融機関等借入金 (借入機関名)		
	その他		
補助金			
合 計			

2 支出

区 分		金 額 (円)	備 考
工事費	建物本体工事費		
	特殊付帯工事費		
	園庭及び外構工事費等		
	小 計		
設計費等 (工事監理費を含む。)			
造成工事費			
用地費			
その他費用 ()			
合 計			

※認定こども園建設に係る収支見込額を記載してください。

※各項目の金額の根拠となる積算資料を添付してください。

※用地費は、購入費又は完成までの賃貸費用を記載してください。

様式 4 - 1

提案内容

(1) ア 応募の動機

概要
詳論

様式 4 - 1

提案内容

(1) イ 認定こども園の使命、役割及び運営について

概要
詳論

様式4-2

提案内容

(2) ア 開園日・開園時間

長期休業期間 (1号認定のみ)	夏季休業	月	日	～	月	日
	冬季休業	月	日	～	月	日
	春季休業	月	日	～	月	日
開園時間	月～金曜日	時	分	～	時	分
	土曜日	時	分	～	時	分
	日曜日、祝日	時	分	～	時	分
教育時間		時	分	～	時	分
保育短時間		時	分	～	時	分
保育標準時間		時	分	～	時	分

(2) イ 年齢児ごとの目標、ねらい、指導内容

	目標・ねらい	指導内容
0歳児		
1歳児		
2歳児		
3歳児		
4歳児		
5歳児		

※様式に書ききれないときは、適宜、行を追加するか、又は別紙を添付してください。

様式4-2

(2) ウ 支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制について

(ア) 障害のある子ども等への支援体制

--

(イ) 外国籍の子ども等への支援体制

--

(2) ウ 支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制について

(ウ) 虐待等による支援が必要な子ども等への支援体制

(エ) アレルギー症状のある子ども等への対応

(2) エ 乳児保育、延長保育、一時預かり保育事業等について及び子育て支援事業等の市の補助金の有無を問わず実施する保育サービスについて

様式 4 - 3

提案内容

(3) 家庭及び保護者との信頼関係の構築

概要
詳論

様式 4 - 4

提案内容

(4) 関係機関との連携及び地域との交流・連携

概要
詳論

様式 4 - 5

提案内容

(5) 事故防止・安全対策・災害時対応

概要
詳論

様式 4 - 6

提案内容

(6) 職員の研修

概要
詳論

様式 4 - 7

提案内容

(7) 職員配置

概要
詳論
<p>○ア 年齢児ごとの定員及び最低基準による保育教諭の数を示した上での、配置する保育教諭の数、その他の専門職員の確保、配置等の運営体制</p> <p>○イ アで保育教諭及びその他の職員を配置した理由</p> <p>○ウ 保育人材確保の方法</p>

様式 4 - 8

提案内容

(8) 施設用地活用方法

概要
詳論
<p data-bbox="204 898 501 931">○ア 土地利用計画図</p> <p data-bbox="204 1458 676 1491">○イ アの土地利用計画とした理由</p>

誓 約 書

東近江市長 小 椋 正 清 様

住 所

事 業 者 名 称

代表者職・氏名

印

東近江市認定こども園設置運営事業者募集申込に関し、「東近江市認定こども園設置運営事業者募集要項」に示されている応募資格をすべて満たしていることを誓約します。この誓約に違反していると認定された場合は、東近江市認定こども園設置運営事業者の決定取消し等がなされても、一切異議申立てはいたしません。